



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2021/11/24
 SDS整理番号 03267152

製品等のコード : 0326-7152

製品等の名称 : 2-クロロトルエン (o-クロロトルエン)

推奨用途 : 試薬

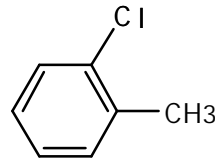
参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 塗料・農薬・医薬中間体、中沸点溶剤 など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	
引火性液体	: 区分3
自然発火性液体	: 区分に該当しない
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	: 区分に該当しない [区分5(国連GHS分類)]
皮膚刺激性/刺激性	: 区分に該当しない [区分3(国連GHS分類)]
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分2B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分2(中枢神経系)
環境に対する有害性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 区分1
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分1



注意喚起語: 警告

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気
 飲み込むと有害のおそれ(経口)
 軽度の皮膚刺激
 眼刺激
 呼吸器への刺激のおそれ
 眠気及びめまいのおそれ
 長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性
 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地すること、アースをとること。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
 漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	:	化学物質
化学名	:	2-クロロトルエン (別名) o-クロロトルエン、1-メチル-2-クロロベンゼン、 2-メチル-1-クロロベンゼン、1-クロロ-2-メチルベンゼン、 2-メチルフェニルクロリド (英名) 2-Chlorotoluene (EC名称)、o-Chlorotoluene、 1-Methyl-2-chlorobenzene、2-Methyl-1-chlorobenzene、 1-Chloro-2-methylbenzene、2-Methylphenyl chloride、 Benzene, 1-chloro-2-methyl- (TSCA名称)
成分及び含有量	:	2-クロロトルエン、 99.0%以上
化学式および構造式	:	C1C6H4CH3、 C7H7Cl、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	126.59
官報公示整理番号(化審法)	:	(3)-39
	:	(安衛法) : 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	:	95-49-8
EC No.	:	202-424-3
危険有害成分	:	2-クロロトルエン ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 121 表示対象物 政令番号 121 危険物・引火性の物 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-109 (99%) 【ただし、R5年4月1日から「2-20」に変更】 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第二石油類 非水溶性

4. 応急措置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに、皮膚を大量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用 して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	:	直ちに口をすすぎ、うがいを 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管 への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流 を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や かに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状：		
吸入した場合	:	咳、息切れ、めまい

皮膚に付着した場合: 皮膚の乾燥、発赤、痛み
 眼に入った場合: 発赤、痛み
 飲み込んだ場合: 情報なし
 応急措置をする者の保護: 火気に注意する。
 有機溶剤用の保護マスク、防護手袋、保護メガネがあればそれを着用する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤: 本製品は引火しやすく、燃えやすい液体である。
 粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
 使ってはならない消火剤: 棒状放水(本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
 特有の危険有害性: 極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。
 加熱により容器が爆発するおそれがある。
 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
 特有の消火方法: 引火点が低い(43): 散水以外の消火剤で消火の効果がない
 大きな火災の場合には散水する。
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具や
 モニター付きノズルを用いて消火する。
 大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて
 消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、
 燃焼させておく。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 消火を行う者の保護: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
 環境に対する注意事項: 河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。
 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を
 使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
 回収、中和: 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で
 廃棄処理する。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器
 などに回収する。
 封じ込め及び浄化の方法・機材
 : 危険でなければ漏れを止める。
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
 二次災害の防止策: 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 周辺の発火源を速やかに取除く。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い
 技術的対策: 裸火禁止、火花禁止、禁煙。
 強力な酸化剤との接触禁止。
 引火点の43以上では、密閉系、換気、および防爆型電気設備が必要。
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 身体とのあらゆる接触を避ける。
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、
 貯蔵所、取扱所で行なう。
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が
 必要で、危険物貯蔵所に保管する。
 指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所
 に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要は
 ない。
 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 局所排気・全体換気: 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
 引火点以上で取扱う場合は防ばく型の換気装置を設置する。

安全取扱い注意事項	: すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。
接触回避	: 炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管 技術的対策	: 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽々な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
保管条件	: 直射日光や高温多湿を避けて保管する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 一定の場所を定めて、施錠して保管する。 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
混触危険物質	: 強酸化剤 (硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など)
容器包装材料	: ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度 (ばく露限界値、 日本産衛学会 ACGIH)	: 生物学的ばく露指標) : 設定されていない。 TLV-TWA 50ppm
設備対策	: この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 引火点以上では、密閉系または防爆型電気設備を使用する。 取扱場所には防爆型の局所排気又は全体換気装置を設置する。 帯電を防ぐ (例えばアースを使用)。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
手の保護具	: 保護手袋 (ネオプレン製など) を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。
衛生対策	: 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	: 液体
色	: 無色澄明
臭い	: 特異臭 (ベンゼン様の弱い臭い)
pH	: データなし
融点	: -35
凝固点	: データなし
沸点	: 159
引火点	: 43 (密閉式) 52 (開放式)
爆発範囲	: 下限 1.0 vol% 上限 12.6 vol%
蒸気圧	: 0.35 kPa (20) 1.3kPa(43.2)
相対ガス密度 (空気 = 1)	: 4.4
密度又は相対密度	: 1.08 g/cm ³ (20)
比重	: データなし
溶解性	: 水に溶けにくい(混和しにくい) (0.47%、20)。 エタノール及びジエチルエーテル、多くの有機溶剤に溶けやすい。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = 3.4
発火点	: データなし
分解温度	: データなし
粘度	: データなし
動粘度	: データなし
粒子特性	: データなし

GHS分類	: ICSC(2003)による引火点は43 (密閉式)であり、
引火性液体	: また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級III (国連番号2238)であることから、区分3とした。
自然発火性液体	: 引火性液体および蒸気 (区分3) データはないが、国連危険物輸送勧告がクラス3 (国連番号2238)であることから、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性 (反応性・化学的安定性)	: 通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と混触すると激しく反応し、火災や爆発を生じることがある。
避けるべき条件	: 硝酸と混触すると、激烈又は爆発的な反応の危険性がある。
混触危険物質	: 高温、日光、裸火、静電気、スパーク
危険有害な分解生成物	: 強酸化剤 (硝酸塩、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩など)、硝酸
	: 一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 3,031-3,860 (NITE初期リスク評価書 (2008)) 区分5とした (国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 飲み込むと有害のおそれ (経口) (区分5)
	: 経皮 ウサギ LD50 > 2,165mg/kg (NITE初期リスク評価書 (2008)) 区分に該当しない。
	: 吸入 (蒸気) データ不足のため分類できない。
	: 吸入 (ミスト) ラット LC50 (4時間) = 37.51 mg/L (NITE初期リスク評価書 (2008)、SIDS (2004)) 区分に該当しない。
皮膚刺激性/刺激性	: ウサギを用いた皮膚刺激性試験 (OECD TG 404) において、4時間適用により紅斑がみられたが、後に回復したとの報告がある (SIDS (2004)、NITE初期リスク評価書 (2008))。 なお、本物質を24時間適用した複数の試験においては、中等度の浮腫や重度の赤斑、壊死等が観察され、投与1週間後に中程度の落屑、適用部位の肥厚、表皮剥脱、瘢痕がみられた (SIDS (2004)、NITE初期リスク評価書 (2008)) が、OECDに準拠した試験では、軽度の刺激性と判断されることから、区分3とした (国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 軽度の皮膚刺激 (区分3)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギを用いた眼刺激性試験 (OECD TG 405) において、本物質投与により結膜血管の充血や軽度の浮腫等の症状がみられたが、いずれも7日以内に回復したとの報告がある (SIDS (2004)、NITE初期リスク評価書 (2008))。また、他のウサギを用いた複数の眼刺激性試験において軽度の眼刺激性ありと判断されている (SIDS (2004)、NITE初期リスク評価書 (2008))。 以上の結果から、区分2Bとした。 眼刺激 (区分2B)
呼吸器感受性	: データ不足のため分類できない。
皮膚感受性	: 区分に該当しない。 モルモットを用いたマキシマイゼーション試験 (OECD TG406) において、皮膚感受性はみられなかったとの報告がある (SIDS (2004)、NITE初期リスク評価書 (2008))。また、モルモットを用いた別の感受性試験においても陰性 (NITE初期リスク評価書 (2008)) との報告がある。 以上の結果から、区分に該当しないとした。
生殖細胞変異原性	: 分類できない。 in vivoでは、ラット骨髄細胞の染色体異常試験で陰性 (NITE初期リスク評価書 (2008)、SIDS (2004)、環境省リスク評価第4巻 (2005))、in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験、染色体異常試験で陰性である (NITE初期リスク評価書 (2008)、SIDS (2004)、環境省リスク評価第4巻 (2005))。
発がん性	: 知見データがなく、産衛学会やIARC、ACGIH、NTP、EPA、OHSAの国際評価機関の報告がないため、分類できないとした。
生殖毒性	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性	

- (単回ばく露) : 本物質は、気道刺激性がある(環境省リスク評価第4巻(2005))。実験動物においては、ラットの吸入ばく露では72.5 mg/Lで気道刺激性、36.9 mg/Lで自発運動の低下、呼吸困難、腹式呼吸、眼や鼻からの滲出液、振戦、虚脱を示した。剖検では、肺と肝臓の表面に不均一な変色と肺表面に暗赤色巣(SIDS (2004)、NITE初期リスク評価書(2008))、20.7 mg/Lで協調運動失調、衰弱、振戦、血管拡張(ACGIH (7th, 2001))、72.5 mg/Lで努力呼吸、麻酔性、マウスに2.7-5.2 mg/Lで呼吸数の減少(NITE初期リスク評価書(2008))、経口投与では、ラットの1000 mg/kg以上で呼吸困難、鎮静、剖検では、肝臓の縮小、胃粘膜に限局性炎症(NITE初期リスク評価書(2008))、3,227-3,860 mg/kgで呼吸困難、鎮静(SIDS (2004))、50-1,600 mg/kgで血管拡張(ACGIH (7th, 2001))、ラットの経皮適用では、1,083 mg/kgで呼吸困難(NITE初期リスク評価書(2008)、SIDS (2004))がそれぞれ見られている。上記の肺、肝臓の知見は二次的影響と判断した。ラットの吸入ばく露の濃度は区分に相当するガイドンス値の範囲を超えていた。マウスの吸入ばく露、ラットの経口投与、経皮適用の知見から、麻酔作用とするのが妥当と判断した。
以上より、区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。
呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
眠気又はめまいのおそれ(区分3)
- 特定標的臓器毒性
(反復ばく露) : 吸入経路ではラットに14日間吸入ばく露した試験で、区分2に該当する濃度(4.0 mg/L; 0.62 mg/L (90日換算))で、中枢抑制、肝臓及び腎臓重量の増加がみられた。
肝臓、腎臓への病理所見としては、小葉中心性肝細胞肥大が最高濃度の15.3 mg/L (90日換算値: 2.38 mg/L) 群でみられたのみであり(SIDS (2004)、環境省リスク評価第4巻(2005)、NITE初期リスク評価書(2008))、肝臓、腎臓は標的臓器の対象からは除外した。
以上より、区分2(中枢神経系)に分類した。
長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ(区分2)
- 誤えん有害性 : データがないため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性) : 甲殻類(オオミジンコ) 48時間EC50 = 0.70mg/L
(環境省生態影響試験(2000))

水生環境有害性 長期(慢性) : 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
急性毒性が区分1、生物蓄積性が低いと推定されるもの(BCF=112)(日本化学物質安全・情報センター化審法既存化学物質安全性点検データ集)、急速分解性がない(BODによる分解度: 0%)(日本化学物質安全・情報センター化審法既存化学物質安全性点検データ集)ことから、区分1とした。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1)

残留性・分解性 : 難分解性。BOD分解度 = 0%

生物蓄積性 : 低濃縮性。BCF = 112

土壤中の移動性 : データなし

オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考) 燃焼法
可燃性溶剤と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパーを具備した焼却炉の火室で、できるだけ高温(ダイオキシン発生抑制のため850℃以上)で焼却する。
- 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。

空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 130

国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 2238
 Proper Shipping Name : CHLOROTOLUENES
 Class : 3 (引火性液体)
 Sub risk : -
 Packing Group : III
 Marine Pollutant : Yes (該当)
 TRANSPORT IN BULK ACCORDING TO ANNEX II OF MARPOL 73/78 AND THE IBC CODE
 POLLUTANT CATEGORY : Y (クロロトルエン)
 Limited Quantity : 5L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 2238
 Proper Shipping Name : Chlorotoluenes
 Class : 3
 Sub risk : -
 Packing Group : III

国内規制

陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う。)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 2238
 品名 : クロロトルエン
 クラス : 3
 副次危険 : -
 容器等級 : III
 海洋汚染物質 : 該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y (クロロトルエン)

少量危険物許容量 : 5L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 2238
 品名 : クロロトルエン
 クラス : 3
 副次危険 : -
 等級 : III

少量輸送許容物件

許容量 : 10L

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
 重量物を上積みしない。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法

: 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第121号「オルト - クロロトルエン」、
 対象重量%は 1)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第121号「オルト - クロロトルエン」、
 対象重量%は 1)
 (別表第9)
 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)

化審法	: 旧第三種監視化学物質 No.20 (官報公示日: 2006/07/18) 「o - クロロトルエン」
毒物及び劇物取締法	: 非該当
消防法	: 危険物 第4類引火性液体 第二石油類 非水溶性、 指定数量1000L、危険等級
化学物質管理促進法 (PRTR法)	: 第一種指定化学物質、1-109、「オルト - クロロトルエン」 〔ただし、R5年4月1日から「第二種指定化学物質、2-20」に変更〕
船舶安全法	: 引火性液体類 (危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Y類物質「クロロトルエン」(施行令別表第1)
水質汚濁防止法	: 生活環境項目 (施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L 以下 (日間平均 120mg/L 以下) (注) 排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
輸出貿易管理令	: キャッチオール規制 (別表第1の16項) HSコード: 2903.99 第29類 有機化学品 ・輸出統計番号 (2021年版): 2903.99-000 「炭化水素のハロゲン化誘導体 - 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体: その他のもの」 ・輸入統計番号 (2021年10月22日版): 2903.99-900 「炭化水素のハロゲン化誘導体 - 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体: その他のもの」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	:
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH	CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。